

児童手当に関するお知らせ

◎児童手当を受給中の方へ

- ・現況届の提出は原則不要です。
ただし、一部の方については提出が必要となり、対象となる方へは通知を送付します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ・以下の①～⑥に該当するときは、子育て支援課へ届出が必要です。

- ①児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(公務員になったときを含む)
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



◎所得上限限度額を超過したことにより、現在児童手当を受給していない方へ

- ・所得上限限度額を超えたため、現在児童手当等を受給していない方でも、令和6年度(5年分)の所得が所得上限限度額を下回った方は、改めて認定請求書を提出することで、受給できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■問合せ 子育て支援課 ☎029-885-0340 (内) 231・232

自衛官等募集案内



募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
防衛大学校 学生(一般)	18歳以上21歳未満の方 (自衛官は23歳未満)(※1)	7月1日(月) ～10月17日(木)	1次: 11月2日(土) 2次: 11月30日(土)～12月4日(水)(※3)
航空学生	【海】18歳以上23歳未満の方(※1) 【空】18歳以上24歳未満の方(※1)	7月1日(月) ～9月5日(木)	1次: 9月16日(月) 2次: 10月12日(土)～17日(木)(※3) 3次: 【海】11月15日(金)～12月11日(水) 【空】11月9日(土)～12月12日(木)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方(※2)	7月1日(月) ～9月3日(火)	1次: 9月14日(土)～22日(日)(※3) 2次: 10月12日(土)～27日(日)(※3)
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方(※2)	通年	受付時にお知らせします

※1…高卒者(見込含)、または高専3年次修了者(見込含)。

※2…32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方。

※3…期間中の指定された1日。

この他、7月1日から防衛医科大学校学生も受け付けています。

応募資格年齢の起算日は、募集種目ごとに異なります。それぞれの募集要項で確認してください。

■問合せ 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後3629-5) ☎0297-64-3351